

子ども家庭総合支援拠点の設置について

事業概要

名称	下野市子ども家庭総合支援拠点
経緯 目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年児童福祉法の改正により、市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うことが役割・責務とされ、地域資源や必要なサービスと有機的につないでいく相談援助を中心とした機能を担うことを目的に、子ども家庭総合支援拠点の設置に努めるものとされた。 支援拠点は、これまでの児童家庭相談業務に加え、虐待の発生予防を目的として在宅支援の強化、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務について強化を図り、子育て世代包括支援センターと適切に情報を共有し、継続した支援を行うことが求められる。
実施主体	下野市
設置場所	健康福祉部 こども福祉課 家庭相談グループ
対象者	市内に在住し、又は所在する全ての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等
業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援全般に係る業務に関すること 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務に関すること 関係機関との連絡調整に関すること その他必要な支援に関すること
運営体制	<p>地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関・体制として有資格者の配置が求められている。現時点で家庭相談グループに配置された人員は設置の要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士1名 保健師2名 教育職員の普通免許状を有する者2名（会計年度任用職員）
設置時期	令和4年4月1日
備考	